

函館市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

## 函館市条例第17号

### 函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第60条の15中第54号を第57号とし、第46号から第53号までを3号ずつ繰り下げ、同条第45号中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築または増築等」に改め、同号ア中「（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同条第48号とし、同条第44号中「一敷地内認定建築物以外の」を削り、同号ア中「（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同条第47号とし、同条第43号中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築または増築等」に改め、同号ア中「（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同条第46号とし、同条中第42号を第45号とし、第24号から第41号までを3号ずつ繰り下げ、第23号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

（26）法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請 160,000円

第60条の15中第22号を第24号とし、第19号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、同条第18号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第17号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

（19）法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許

可の申請 160,000円

第60条の15中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「第53条第4項」の後ろに「または第5項（同項第4号に係る部分に限る。）」を加え、同号を同条第15号とし、同条第13号中「第11項」を削り、同号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する

特例の認定の申請 27,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。